哀悼

謹んでご冥福をお祈り申し上げます

敬称は省略させていただきました

平成24年

7月 戸島 克俊（昭35）
榊 聡宏（昭29）
9月 加藤 郁三（昭34）
佐々木清一（昭9）
10月 土井 常吉（昭18）
11月 大槻 伸夫（昭42）
12月 阿部 征司（昭31）
朝倉 隆（昭50）

平成25年

1月 高橋 政廣（昭41）
鈴木 義昭（昭29）
2月 高津 忠（昭48）
川辺 三男（昭24定）
3月 相沢 文雄（昭44）
4月 野崎 和夫（昭32）
田口 東子（昭62）
小松 誠顕（昭27定）
5月 佐藤 浩吉（昭21）
熊谷 義和（昭40）
6月 伊藤 隆二（昭20⑤）
佐藤 敬一（昭29定）
山片 勝司（昭36）
寺山 勉（昭17）
吉川 涼三（昭44）
徳原 勝美（昭34）
7月 工藤 玄（昭17）
佐藤 誠二（昭28）
関 芳男（昭31）
鈴木 勝也（昭37）
8月 高橋 繁廣（昭26）
佐藤 哲也（昭28）
長谷部 順（昭28）
桑名 忠夫（昭12）
伊藤 周（昭26）
松本 泰三（昭12）
成見 宗吉（昭29）
9月 堅石 廣（昭11）
三浦 量一（昭28定）
武藤 彰文（昭22）
照内 省吾（昭30）
渡辺 愛子（昭37）
滑川 啓（昭29）
10月 小野 一二（昭20・21）
木村喜久雄（昭23・24）
伊藤 善一（昭34）
岩井 榮一（昭26）
北嶋 均（昭37）
鈴木 彰（昭37）
中村 浩一（昭27）
11月 小幡 伸彦（昭20④）
田村 義春（昭34）
沢木 文重（昭32）
武藤 江兒（昭39）
高橋 貞次（昭19）
伊藤 馨（昭11）
橋本 元昭（昭29）
百合川忠夫（昭42通）
金田 佐友（昭20④）
12月 柴田 眞二（昭16）
岡部 謙一（昭29）
浅井 耕造（昭23）
田口 勇（昭10）
菅野 章（昭21）
高橋 邦弘（昭39）
石川 隆平（昭33）
清水 信夫（昭33）
長谷川義信（昭23）
佐藤 洋三（昭22）
仁部 正志（昭41）
樋渡 尚一（昭15）

平成26年

1月 飯塚 喜市（昭20④）
奈良 毅（昭26）
進藤 重明（昭42）
鎌田 孝一（昭21）
川尻日出男（昭27）
鎌田 修一（昭30）
門間 久直（昭46）
芋田 匡（昭16）
佐藤 正樹（昭45）
小野 悟（昭22）
2月 加藤 秀雄（昭26）
羽川 潔（昭29）
大里 耕作（昭20④）
佐藤 達彌（昭25）
藤丸 隆樹（昭32）
宮脇 磊介（昭25）
根田 好文（昭28）
佐藤 健哉（昭15）
境屋 博儀（昭34）
小貫 三郎（昭23・24）
猿田 政幸（昭25）
3月 鐙 登喜男（昭32）
長野 佳司（昭29）
渡邉 純夫（昭22）
牛丸 欣士（昭29・30）
高堂 信吉（昭16）
佐々木貞吉（昭33）
高橋祐之助（昭26）
鍋倉 昌道（昭18）
鈴木 協一（昭26）
4月 武内 庸（昭29）
丸山 健（昭14）

注（昭20④）は旧制中学を4年で卒業、（昭20⑤）は5年で卒業したことを表す

丸山 健 元会長逝去

同窓会第7代会長を10年余（平成5年8月～同15年10月）にわたって務めた丸山健氏が、4月9日逝去しました。享年92歳でした。

丸山元会長は昭和14年に旧制秋田中学を卒業、東北大学法文学部法学科に進学してからは学究の道を進みました。昭和30年東北大学助教授、同40年教授、同52年からは5年間静岡大学学長を務めました。その後古里秋田に戻り、秋田経済法科大学（現・ノースアジア大学）の学長に就任。県の各種審議会委員長などの要職につき、母校同窓会長にも、と白羽の矢が立ったのはそんな実績と人望によるところが大きかったと、当時の同窓会報は伝えています。

会長在任中には、現在の同窓会の基盤となっている全員会費制の導入や、「規約」を「会則」と改めたり条文形式を取り入れたり、法律学者としての知識を生かし同窓会整備に尽力しました。また、在任最終年度は学校創立130周年に当たり、懸案だった女子運動部室兼トレーニング場を完成させたほか、現在同窓会ホームページに連載中の「先蹤録　秋田高校の歴史に見る人物像」と「創立130周年記念誌」の刊行などを成し遂げました。

哀心よりご冥福をお祈り申し上げます。

ありし日の丸山健氏

平成26年度 年会費納入のお願い

会員の皆様には日頃から同窓会活動に深いご理解とご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、秋田高校同窓会の運営は、そのほとんどが会員の皆様の年会費によって支えられているといっても過言ではありません。円滑な同窓会活動を推進するため、平成26年度の年会費納入に何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。年会費は同封の「払込取扱票」で納入くださいますようお願いいたします。

年会費に関する取り決めは以下のとおりです。

1. 年会費は会員1人当たり2,000円とする。
2. 年会費の請求は単年度のみとし、過年度分は請求しない。
3. 母校卒業後4年間は年会費の納入を免除する。